後期高齢者医療保険
加入者の皆さんへお知らせ

～平成22年度の保険料や軽減、保険証の更新など～

保険料額決定通知を送付します

平成22年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月15日に発送します。

保険料は、**特別徴収**（年金からの徴収）と**普通徴収**（口座振替または納付書で納付）による納付に分かれます。送付される通知でご確認ください。

保険料の納付方法

後期高齢者医療の保険料は、特別徴収（年金からの徴収）が基本ですが、申請により年金からの徴収を口座振替に変更することができます。

口座振替に変更することで、**世帯全体の所得税や住民税が減額**となる場合があります。

※詳細は、税務課市民国保税班へ問い合わせください。

保険料率

保険料は、県内の加入者全員に等しく課される**均等割額**と、加入者本人の所得に応じた**所得割額**の合計です。保険料率は2年ごとに改定されます。平成22年度は次のとおり改定されます。（軽減措置は前年度と同じ割合で継続されます）

保　険　料（1人あたり）

＝

均等割額　38,925円

＋

所得割額

所得金額（基礎控除後）　×　所得割率 7.18％

	平成21年度	平成22年度
均等割額	38,426円	**38,925円**
所得割率	7.12％	**7.18％**

保険料の軽減措置

世帯主や被保険者の前年所得に応じた軽減、他の健康保険等の被扶養者だった方への軽減があります。

●所得に応じた軽減措置●

【均等割額】

世帯主および被保険者の総所得金額が下記基準を超えない世帯	軽減割合	均等割額
基礎控除額（33万円）	8.5割軽減	5,838円
被保険者全員の年金収入が80万円以下で、そのほかの各所得がない	9割軽減	3,892円
基礎控除額（33万円）＋24万5千円×被保険者数（世帯主である被保険者を除く）	5割軽減	19,462円
基礎控除額（33万円）＋35万円×被保険者数	2割軽減	31,140円

【所得割額】

被保険者の総所得金額等（基礎控除後）	軽減割合
58万円以下（年金収入のみの方は年金収入で153～211万円）	5割軽減

※年金収入で153万円未満の方は所得割がかかりません。

●他の健康保険の被扶養者だった方への軽減措置●

【均等割額】

軽減割合	均等割額
9割軽減	3,892円

※国保と国保組合に加入していた方は軽減対象になりません。

8月から保険証が新しくなります

8月1日から、保険証が更新されます。7月末ころ、後期高齢者医療保険の加入者全員に保険証を送付します。申請手続きの必要はありません。

医療機関等を利用した場合の自己負担割合は、所得に応じて1割の方と3割の方がいます。保険証をご確認ください。

※保険料に滞納がある方は窓口で交付します。

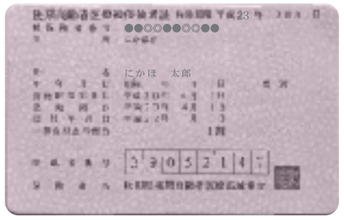

【注意】
◎有効期限が平成22年7月31日までの保険証は、8月1日以降使用できません。

限度額適用・標準負担額減額認定証

住民税非課税世帯の後期高齢者医療保険加入者には、入院時の食事代と1カ月の医療費自己負担限度額が減額になる制度があります。この**「限度額適用・標準負担額減額認定証」**も、8月1日から更新され、保険証と一緒に送付します。

新規の対象者は、申請が必要になります。7月上旬に申請書を送付していますので、市の窓口へ提出してください。

～保険証や保険料などの申請・問い合わせ先～

◎資格や保険証等
・市民課　国保年金班（仁賀保庁舎）
・金浦市民サービスセンター
・象潟市民サービスセンター

◎問合先
市民課　国保年金班
☎32・3032

◆保険料等の軽減や金額
・仁賀保市民サービスセンター
・金浦市民サービスセンター
・税務課　市民国保税班（象潟庁舎）

◆保険料等の問合先
税務課　市民国保税班
☎43・7505

保険証の詐取にご注意！

他県において、広域連合や市町村職員になりすまし、保険証をだまし取るという事件が発生しています。

「保険証の更新時期なので、古い保険証を回収に来ました。新しい保険証は後日郵送します」などと説明し、だまし取るというものです。

だまし取られた保険証は、身分証明書として悪用される場合がありますので、十分にご注意ください。

◎保険証の更新について

①新しい後期高齢者医療保険証は、7月下旬に発送予定

②職員が直接訪問し、古い保険証を回収することは絶対に、ありません！

③不審な訪問を受けた場合は、その場で保険証を渡さずに、窓口に連絡を！

医療機関等の利用についてご留意・ご検討ください

休日や夜間、軽症な患者の救急医療への受診が増加し、**緊急性の高い重症患者の治療に支障**をきたすケースが発生しています。また、休日・夜間の医療費は割り増しとなり、医療費負担も高くなります。

必要な方が安心して医療を受けられるよう、また、保険料や医療費を有効に活用するためにも、医療機関、薬局等を利用する際には、次の点にご留意・検討ください。

●休日・夜間の救急医療機関で受診する際には、平日の時間内に受診できないか、考えてみましょう。

●夜間・休日の子どもの急病には、小児救急電話相談（☎#8000）の利用をご検討ください。症状に応じた適切なアドバイスが受けられます。

●後発医薬品（ジェネリック医薬品）は先発医薬品と同等の効能効果を持ち、安価な薬です。「ジェネリック医薬品希望カード」の所持をご検討ください。